

令和3年1月27日

保護者様
(元郷学校給食センター配送校)

川口市教育委員会
学校保健課長

令和3年度からの学校給食における食物アレルギー対応について（通知）

日頃より、学校給食運営にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

現在、本市ではより安全安心な学校給食を実現させるために「川口市立小中学校における食物アレルギー対応マニュアル」を作成しているところです。本マニュアルは令和3年4月から運用を開始する予定でございます。

安全を最優先とし、厳重な対応となっておりますが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

記

1 学校給食で提供しない食物について

本市学校給食では、微量でも重篤なアレルギー症状を引き起こしやすい「そば」「落花生（ピーナッツ）」、新規発症の原因となりやすい「キウイフルーツ」「くるみ」の4つの食品は提供しません。小学校第5学年で実施している大貫海浜学園の食事にもこの4つの食品は提供しません。

ただし、加工食品の製造ラインでこの4つの食品を使用した別の食品を製造している場合があります。この情報は内容成分表に記載してありますので、必要な場合は学校へお問い合わせください。

2 学校給食における非加熱食品の提供について

学校給食ではほとんどの食品を加熱して提供しますが、一部の食品は非加熱の状態で提供されるものもあります。例としては、生鮮果物、ミニトマト等が該当します。また、マヨネーズ等の非加熱卵と同等のアレルゲン性を有すると考えられる調味料類の提供もごさいます。マヨネーズ等の非加熱卵と同等のアレルゲン性を有すると考えられる調味料類が提供される時には学校給食献立日誌の表紙にて提供日と食品名をお知らせします。

学校給食献立日誌の表紙

表示の例



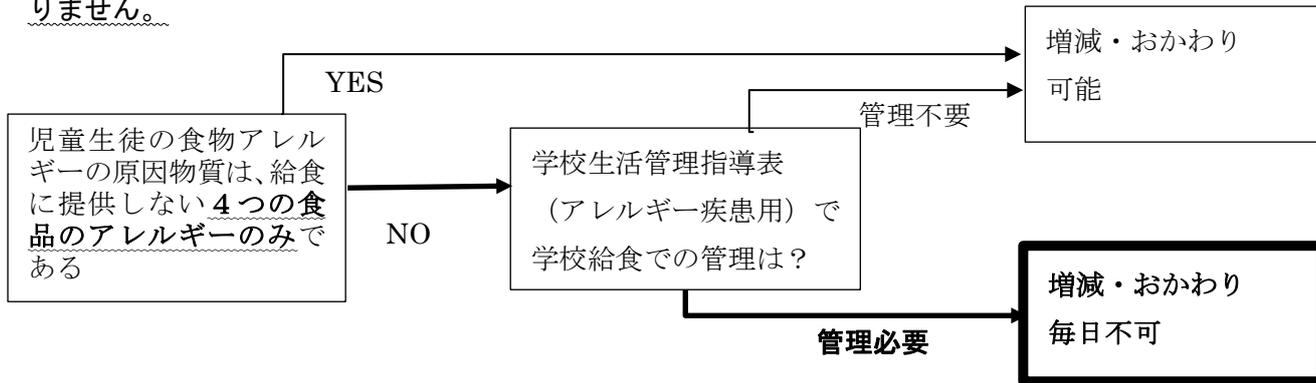
拡大

～お知らせ～
1月22日提供のマヨネーズ（ボトル）の卵は非加熱の場合と同等のアレルゲン性があると考えられます。

3 配膳後の盛り付け量の増減について

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）に基づき学校給食で管理が必要な児童生徒は、配膳後の盛り付け量の増減や、いわゆる「おかわり」はできません。これはアレルギー対応がない日でも同様となります。具体的には、飲用牛乳のみ休止の場合や給食に年に1回程度しか提供されない食品（かに、いちご、さくらんぼ、メロン等）のアレルギーであったとしても盛り付け後の増減やおかわりは毎日不可とします。

本市でもこれまでに盛り付け後の増減やおかわりが原因で誤食が起きた事例があり、**安全を最優先とした嚴重な対応**といたします。ただし、学校給食で提供しない4つの食品のアレルギーや学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）に基づき学校給食での管理が不要の場合についてはこの限りではありません。



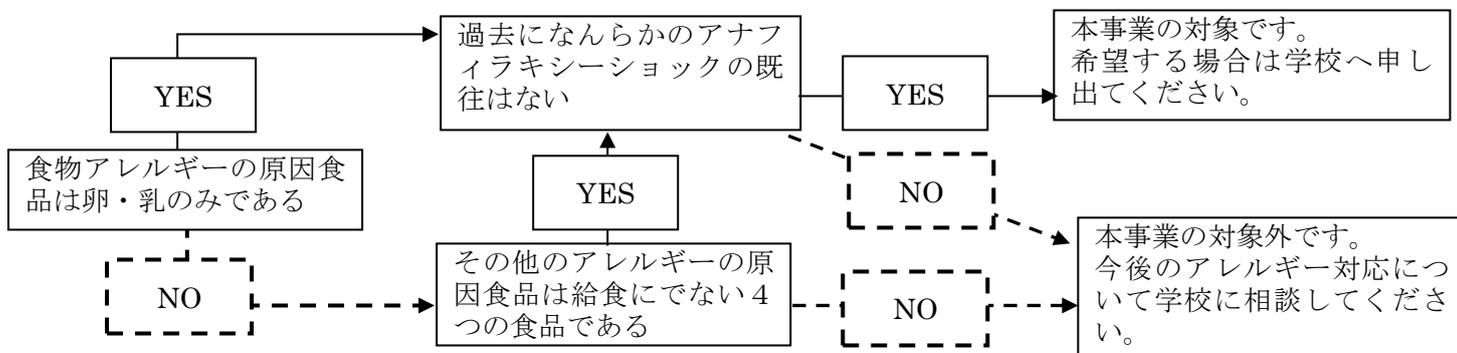
4 食物アレルギー対応における情報提供について

本市が食物アレルギー対応に使用している詳細な献立表は「学校給食献立日誌」及び「給食用食品一覧表」となります。全家庭に配布している共同献立表はアレルギーの情報提供書ではありません。必ず詳細な献立表を本市ホームページまたは冊子にて確認をお願いいたします。

5 元郷学校給食センター配送校における食物アレルギー対応について

元郷学校給食センターではアレルギー対応食の提供を行っています。令和3年4月からは対象者を拡大し、卵と乳に加えて、学校給食に提供しない4つの食品のアレルギーを有する児童生徒を対象といたします。

対象者判断フローチャート



※以下の症状の発現をアナフィラキシーショックとします。

ぐったり、意識もうろう、尿や便の失禁、脈が触れにくい又は不規則、唇や爪が青白い、のどや胸が締め付けられる、声がかすれる、犬が吠えるような咳、息がしにくい、持続する強い咳き込み、ゼーゼーする呼吸、持続する強い腹痛、繰り返し吐き続ける

問い合わせ

3の内容に関すること 学校保健課 管理係	1、2、4、5の内容に関すること 学校保健課 給食第1係
048-259-7665	048-258-1216